

焼津市公民館使用料減免に係る運用について

1 運用方針

焼津市公民館条例第8条第3項により、現在個別の申請により減額又は免除の取扱いとしている団体について、別表のとおり一括して減額又は免除の取扱いを定め、個別の申請は不要とする。

2 現 状

公民館使用料の減免について定めている公民館条例第8条においては、市及び社会教育団体以外の団体に対する減免の定めがない。そこで、地域団体等が、地域コミュニティや地域福祉の促進を目的として公民館を使用するあたり、減免申請書を提出し、市の承認を受けることにより減免が適用できる。（条例第8条第3項を適用）

3 課 題

- ・ 個別申請に伴う事務が煩雑である。（公民館窓口における受付→生涯学習部長による専決決裁→申請者への許可書の返却）
- ・ 公民館ごとの運用の不一致が、申請者への混乱を招いている。

4 見込まれる効果

- ・ 申請事務減少による事務の効率化
- ・ 申請事務簡素化による市民サービスの向上
- ・ 公民館ごとの運用の不一致の是正による市民サービスの向上

5 運用実施時期

平成28年4月1日以降受付分より予定

6 そ の 他

別表の記載団体にない団体より減免申請があった時は、内容を調査した上で決裁する。

7 別表の補足

- ・ 別表については、市内公民館利用実績のある団体。（平成25年度実績）
- ・ 高等学校PTA地区会、地域包括支援センター、シルバー人材センターについては、広域的な活動の要素が強いため、免除額は、2分1とする。